

現代メキシコにおける性文化の混淆実態

——政治的状況によって異なる同性愛言説の共存形態——

上 村 淳 志

The Reality of a Mixture of Sex Cultures in the Contemporary Mexico:
A Coexistence Form of Different Discourses on Homosexuality Depending on
Political Situations.

Atsushi UEMURA

要 旨

本稿の目的は、メキシコの男性同性愛研究において論じられてきた「性文化の混淆」という発想を再検討することである。その発想が示唆するのは、性をめぐる伝統的、近代的、さらには現代的な言説が現代メキシコにおいて共存していることである。そしてそのお蔭で、個々人が性をめぐるテーマごとに時代の異なる言説を選んで、性文化全体について複合的な見解を組み上げられていることである。そのことは、性文化の様々なテーマを横断し、個人的レベルの見解に注目している場合には間違いない。だが同性愛という一つのテーマに絞って、政治的状況に注目して眺めた場合には、「性文化の混淆」の実態の見え方は異なってくる。そうした社会的レベルから眺めた「性文化の混淆」について、本稿では二つの政治的状況——公序良俗違反を口実にした警察による同性愛者の恣意的逮捕、および2010年のメキシコ市における同性婚認可をめぐる政治的議論——から検討する。

Abstract

The purpose of this paper is to review the idea of “sexual cultural hybridity”, which has been discussed in the Mexican gay studies. The idea suggests that the traditional, modern and contemporary discourses coexist in the contemporary Mexico and that the coexistence allows individuals to choose a discourse on respective sexual theme from different times and build the

combined view on the whole sex culture. There is no problem as far as various themes of sex cultures are discussed in a cross-sectoral manner and you focus on the views on an individual level. However, you may look the reality of a mixture of sex cultures differently when you focus exclusively on homosexuality and view it with observation of the political situations. This paper looks into two political situations, the arbitrary arrest of the homosexuals by the police on the ground of deviation from public order, and the political discussion on an approval to homosexual marriage in Mexico City in 2010 to discuss a mixture of sex cultures from the social viewpoint.

I はじめに

本稿の目的は、メキシコの男性同性愛研究において論じられてきた「性文化の混淆 (sexual cultural hybridity)」[Carrillo 2002: 26; Thing 2009: 7-8] という発想について、男性同性愛にまつわる二つの主要な政治的状況から再検討することである。

「性文化の混淆」とは、文化人類学者のエクトール・カリージョ (Héctor Carrillo) とその弟子のジェームズ・シング (James Thing) が、現代メキシコの男性同性愛文化を分析する際に用いた学術用語である。カリージョは、文化人類学者のギルバート・ハート (Gilbert Herdt) の「性文化 (sexual culture)」という概念と、文化人類学者のガルシア＝カンクリーニ (García Canclini) の「混淆文化 (hybrid culture)」という概念とを融合させることによって、現代メキシコの性文化が同国の伝統的な価値観、そして近代的な価値観や1970年代以降に米国から入ってきた現代的な価値観の入り混じる形で成立していることを論じたのである [Carrillo 2002: 26-29]。

こうした「性分文化の混淆」論の前提となっているハートの「性文化」とは、「一集団の中で、性行動をめぐる文化的理念について合意されているモデルである」[Herdt 1997: 17]。ここから分かるように、「性文化」は文化本質主義的なものとして定義されているのである。

これに対して、ガルシア＝カンクリーニの「混淆文化」は、ラテンアメリカにおける近代化の過程で伝統的な要素と近代的な要素の入り混じった文化が生まれて、そこに現代的な文化的変化も加わってさらに「異質なもの」の入り混じった文化になったという発想である [García Canclini 2005]。このポストモダン的な発想の特徴は、絶えざる文化的変化を考えれば文化を本質主義的に語ることに限界があること、新しい文化的要素が入ってきたからといって古い文化的要素が消失するわけではないことなどの点で、従来の「文化概念」を覆すものとなっている。

こうした「性文化」と「混淆文化」という概念を結合させることで、カリージョとその弟子のシングが論じようとしたのは、現代メキシコの男性同性愛文化が伝統的、近代的、そして現代的な発想の入り混じる形で出来上がっていることであった。さらには、現代メキシコ人が性に関し

て画一的な発想を共有しているわけではなく、各個人ごとに伝統的、近代的、現代的な発想を組み合わせることで性に対する個人的価値観を組み上げることが可能になっていることであった。たとえば、ゲイの男性がカトリック教会の伝統的な教義に基づいて避妊や墮胎を今なお否定しながら、同性愛者解放運動（movimiento de liberación homosexual）の影響で伝統的なカトリックの発想を離れて同性愛を全面肯定するといった形である [e.g. Carrillo 2002: 2-3]。

こうしたカリジョや弟子のシングの「性文化の混淆」という発想は、決して彼らに特有のものではない。「性文化の混淆」という概念自体は使わない論者であっても、男性同性愛に関して流入時期も流入先も異なる多様な言説が現代メキシコ社会において共存していること、そしてそうした多様な言説の中で現代メキシコの男性同性愛が語られていることを、多くの人が指摘してきた [e.g. De la Dehesa 2010: 14-23; Nesvig 2001: 728-729; Reding 2000: 1]。

筆者も、男性同性愛行為をめぐる複数の言説が現代メキシコ社会において共存している点について、またその結果として「性文化の混淆」が生じているという点には異論はない。本稿で考察したいのは、その混淆の「在り方」である。混淆や共存という語は、複数の言説が一つの目的のために同時に作用していること、あるいは言説同士の関係が対等であることを想起させる。だがその予想に反して、現代メキシコ社会において男性同性愛行為をめぐる様々な言説は、男性同性愛が問題とされる状況ごとに「適応される／されない」かが異なってくるのである。男性同性愛をめぐる様々な言説が共存しているとはいえ、状況ごとに言説の棲み分けが生じていて、言説同士の関係は対等ではないのである。そのことを、男性同性愛者である事が政治的に主題化された二つの政治的状況——公序良俗違反を口実にした警察による同性愛者の恣意的逮捕、首都メキシコ市で2010年に施行された同性婚認可をめぐる政治的議論——から考察する。まず、現代メキシコの「性文化の混淆」を構成している諸言説を概観した上で、二つ政治的場面を分析する。

Ⅱ 現代メキシコで見られる様々な男性同性愛言説

現代メキシコで見られる様々な男性同性愛言説の起源は、同国への流入時期で三期に分けられる。第一期は植民地期にスペイン本国から輸入された伝統的な言説、第二期は帝政期以降にフランスやイタリア経由で流入した近代的な言説、第三期は米国で生じた同性愛者解放運動の波及に伴った現代的な言説である。その三期は、男性同性愛を語る際の歴史的メルクマールとなった各語彙——ソドミー（sodomía）、ホモセクシュアリティ（homosexualidad）、ゲイ（gay）——がメキシコに流入した時期に各々相当する。

（1）ソドミーの時代：カトリックの性規範、能動／受動の二分法

植民地期にスペイン本国からもたらされた男性同性愛言説は二つある。一つはカトリックの性規範で、もう一つは本国から持ち込まれて植民地状況下で発達した「能動／受動の二分法（la

dicotomía activo-pasivo、以下A/Pの二分法)」の発想である。その両言説は、米国とメキシコの性文化を分かち特徴として以前から挙げられてきた [Carrier 1995 : 16-17 ; Taylor 1978 : 112]。

そのうちカトリックの性規範は、教会で祝福された婚姻関係に基づいて再生産を目的とする性交のみを正しい性行為とし、それ以外の性行為——自慰、同性愛、婚外性交、婚前性交など——を悪しきものとする。特に男性間の性行為は、旧約聖書の「ソドムとゴモラ」の物語に因んでソドミーと呼ばれ、「本性に反する罪 (pecado contra natura)」とされて、獣姦と並ぶ最も罪深い色欲とされた [Bracamonte Alláin 1998 : 399 ; Garza Carvajal 2002 : 24,80,198 ; Molina 2010 : 25 ; Tortorici 2012 : 161]。こうしたカトリックの性規範に基づいた同性愛理解は、国民の多数派がカトリック教徒であるメキシコで今なお影響力を持っている。

同じ様にスペインから流入し、さらには植民地状況下で発達した言説が、A/Pの二分法である。A/Pの二分法はジェンダー役割に基づく発想で、異性間関係の中で男性の果たすとされる役割——性行為ではペニスを挿入する側——を「能動」と、女性の果たすとされる役割——性行為ではペニスを受け入れる側——を「受動」と呼ぶ [Murray 1995 : 11]。この発想のために、性自認の面で男性でありながら女性に性的関心を示さない男性同性愛者は女性的存在である「受動」と看做されて、メキシコでは歴史的に侮辱されてきた。16世紀に新大陸にやってきたスペイン人は、既にソドミー実践者を女性的な存在と看做して、「蝶 (mariposa)」、「おかま野郎 (maricón)」、「男娼 (puto)」、「男マリア (marión)」などと侮蔑的に呼んでいた [Garza Carvajal 2002 : 18,25,95-97,235]。そうした男性同性愛者を侮蔑する言葉は今もメキシコで使われている。

こうした二つの言説が、男性同性愛をめぐるメキシコの伝統的な言説とされてきたのである。

(2) ホモセクシュアリティの時代：ナポレオン刑法典、実証主義、精神分析

男性同性愛の近代的な言説がメキシコに流入するのは、19世紀末から20世紀初めである。同時期のメキシコ政府は、フランス帝政期 (1864-1867年) を越えて主権を回復し、急速に近代国家建設を推進した。その過程で、従来カトリック教会の司ってきた個人の出生、死、婚姻などの管理権が国家へ移管された [Sloan 2011 : 303-304]。その動きに伴って、男性同性愛に関する三つの近代的な言説がメキシコに導入されたのである。

第一の言説が、私的空間における成人同士の合意を経た同性愛行為を「非刑罰化」する言説である。この言説は、ナポレオン刑法典の影響を受けて1871年に首都メキシコ市で作られた、マルティテネス・デ・カストロ刑法 (Código Martínez de Castro) においてメキシコでは初登場する。1810年に作られたナポレオン刑法典は、1791年のフランス刑法を踏襲した。その結果として、ナポレオン刑法典は、公的空間の中ではなく、未成年者を対象としておらず、さらには合意のない場合でなければ、同性愛行為を刑罰の対象としない方針を取った [Copley 1989 : 24-25]。この方針に基づく条文が、ナポレオン刑法典を模倣しようとした結果として自動的にマルティテ

ネス・デ・カストロ刑法でも引き継がれて、同性愛を刑罰対象とする刑法規定が「表面上」はメキシコ市ではなくなった [Monsiváis 2003: 155]。そのために、強姦によらない全ての同性愛行為が処罰されていた植民地時代 [Tortorici 2012: 166-167] とは異なって、私的空間における成人同士の合意を経た同性愛行為には刑罰を科さないという、公的空間／私的空間、成年／未成年、合意の有無という区別に基づいた刑法上の建前が、メキシコ全土に広まり始めたのである¹⁾。

第二の言説が、同性愛行為を社会病理と看做す「実証主義 (positivismo)」の言説である。「実証主義」とは、ポルフィリオ・ディアス (Porfirio Díaz) による独裁期 (1877-1911年) のエリート官僚達が近代国家建設を推進するために政策決定に用いた社会学的理論を、具体的にはオーギュスト・コントの実証主義やハーバード・スペンサーの社会進化論などを指す [三橋 1980: 73,76]。彼らは、社会進化論を利用して異性愛者男性中心とした社会秩序の確立と社会進歩を主張し、それを妨げる様々な逸脱——フェミニズム思想、ダンディズム、ヒステリー、同性愛など——の管理を試みて、特に同性愛については出産という自然秩序に反する行為として問題視した [Nesvig 2000: 8]。ただし当時のエリート官僚は、同性愛をメキシコ全体の問題ではなく、下層階級の問題と捉えていた [Buffington 2000: 130]。彼らは犯罪人類学者チェザーレ・ロンブローゾ (Cesare Lombroso) の生来犯罪者説に依拠して、下層階級は生まれつきの社会的逸脱者であるがゆえに、犯罪のみならず、社会秩序から逸脱した同性愛行為もするのだと考えたのである [ibid.: 130]。こうした実証主義の言説に伴って、社会進歩を妨げる社会病理であると同性愛を看做す言説がメキシコに流入したのである。

第三の言説が、対象選択の発想——異性愛、同性愛、あるいは両性愛のいずれの性的指向になるかは発達過程で選択されるという考え方——を含んだ、精神分析の言説である。対象選択の発想は、欧州で精神分析を学んだメキシコ人研究者が1900-1910年頃にホモセクシュアリティという語や女性同性愛を指すサフォーイズム (safismo) という語を持ち込み、1930年代までに両性愛という語をも輸入する中で、メキシコで普及した [Carrillo 2002: 60; Irwin 2004: 84-85; Monsiváis 2003: 161]。当時の精神分析における対象選択という発想は同性愛を逸脱した性愛と看做している点では限界はあったが、同時に同性愛行為をする人々の間で自意識を育むのに大きく寄与した。実際に、対象選択の考え方やホモセクシュアリティという用語が普及する中で、サルバドル・ノボ (Salvador Novo) の自伝『塩の像 *La estatua de sal*』(1945) のように、一部の知識人が自らの同性愛行為の経験を公に表現し始めている [ibid.: 146]。

以上の三つの近代的な言説が、性交をめぐる管理権が教会から国家へと移管され、管理手段が神学から科学へと移行されていく中で、メキシコに流入したのである。

(3) ゲイの時代：同性愛者解放運動、人権言説、同性愛神学、脱ゲイ運動

次に新しい同性愛言説がメキシコに流入するのは、米国で起こった同性愛者解放運動が波及し

た1970年代以降である。この時期、四つの現代的な言説が同国に流入した。

第一の言説が、ゲイという英単語に代表される同性愛者解放運動の言説である。米国の同性愛者解放運動は、1969年9月にニューヨーク市で起こったゲイバーへの踏み込み捜査に対する抗議行動を皮切りに、全美へと広がった [河口 2003 : 17-20]。その動きは、米国滞在経験のある知識人によってすぐにメキシコに持ち込まれた。1971年8月には、米国留学経験を持つ映画・演劇批評家にして共産党員であるナンシー・カルデナス (Nancy Cárdenas) が、モレーロス州クエルナバカ市 (Cuernavaca, Morelos) でメキシコ初の同性愛者解放運動の団体「メキシコ同性愛者解放戦線 (Frente de Liberación Homosexual de México)」を創設している [Casas Martínez 1999 : 27]。その後、首都メキシコ市において、1972年にレズビアン自助団体「レスボ (Lesbo)」、1978年に男性中心の「同性愛者革命行動戦線 (Frente Homosexual de Acción Revolucionario)」など、相次いで同性愛者解放運動の団体が創設された [ibid.]。そして1978年10月2日にメキシコ市で行われたトラテロルコの大虐殺 (Matanza de Tlatelolco) の十周年追悼デモの際に、複数の同性愛者解放運動の団体の構成員が性に対する抑圧をも訴えて行進をしたことを機に、翌年から首都メキシコ市の同性愛者のデモ行進が定例化した [Díez 2010 : 139]。こうした同性愛者解放の思想や運動は、ゲイという英単語とともに次第にメキシコで広がっていった²⁾ [Laguarda 2005 : 121]。

第二の言説は、こうした同性愛者解放運動の動きと結び付いた人権言説であり、さらにはそれに基づいた同性愛者支援の法的言説である。メキシコ政府は、1991年に締結された北米自由貿易協定の交渉の中で人権を課題であると指摘され、人権問題を扱う政府機関の国家人権委員会 (Comisión Nacional de Derechos Humanos) を1990年に立ち上げた [Torres Ruiz 2011 : 43]。それを境に、同国では同性愛者の人権が問題化されていった。

国家レベルでの分水嶺は、2001年8月に憲法第1条の差別禁止対象として、性的指向に配慮した「嗜好 (preferencia)」が付加されたことである³⁾ [Mota 2009 : 17]。2003年には差別防止・除去に関する連邦法 (Ley Federal para Prevenir y Eliminar la Discriminación) の制定に伴って国家差別予防委員会 (Consejo Nacional para Prevenir la Discriminación、略称Conapred) も設置され、以降はConapredが性的指向をめぐる差別問題に主に取り組んでいる [ibid : 19]。州レベルでは、2007年に北部コアウイラ州 (Coahuila) の民事連帯契約 (Pacto Civil de Solidaridad) と首都メキシコ市の同居社会法 (Ley de Sociedad de Convivencia) が可決されて、同性カップルも行政登録をすれば財産の共有・分与が可能になった [ibid : 21-22]。それを皮切りに同性愛者の権利を保護する制度改革が全国的に始まった。特に首都メキシコ市の法制度改革は目覚ましかった。同市は、2008年暮れには戸籍上の性別変更も認めて、2009年には異性間の婚姻と同等の権利を認める同性婚法案を可決して翌年から施行した⁴⁾ [La Jornada.com 2008, 2010a]。このような流れの中で、メキシコ国内で同性愛者の人権を認める発想が広まったのである。

第三、四の言説は、プロテスタント教派の間における同性愛の位置づけをめぐる言説である。

第三の言説が同性愛を肯定するもので、逆に第四の言説が同性愛を否定するものである。その二つの言説は、1970年代以降の米国内におけるプロテスタント教派間の同性愛をめぐる議論を基本的には引き継いだものである。

第三の言説である同性愛を肯定する神学（同性愛神学）は、主にメトロポリタン・コミュニティ・チャーチ（Metropolitan Community Church, 略称MCC）によってメキシコに持ち込まれた。MCCは1968年に米国カリフォルニア州ロサンゼルス市で性的少数者のクリスチャンを守る為に設立された超教派を謳う教会で、メキシコでは1981年から布教を行っている^{5) 6)} [上村 2014 : 5, 7]。中でも首都メキシコ市に当初置かれていたMCCラテンアメリカ地区の神学普及部門「他の羊達 (Otras Ovejas)」は、米国で培われた同性愛神学をスペイン語に訳して普及させている [ibid. : 7]。

逆に同性愛を治療可能であるとして否定するプロテスタントの言説、具体的には脱ゲイ運動 (ex-gay movement) もメキシコに入っている。同運動は、同性愛者解放運動に反発する形で、1970年代に米国で始まった超教派のキリスト教の運動である [Erzen 2006]。脱ゲイ運動は、正常な発育過程を迎えなかった個人の精神病理として同性愛を位置づけて、正しい男らしさや女らしさを身に着ける教育プログラムとキリスト教信仰とを併用することで同性愛をやめられると主張し、矯正プログラムを提供する [ibid.]。この運動の中核にいる米国発のエクソダス・インターナショナル (Exodus International) という団体のラテンアメリカ支部が1998年に創設され、2002年からメキシコに事務所を移転し活動している [Queiroz et.al 2003 : 8]。

こうした四つの言説が、1970年代以降に米国からメキシコに流入しているのである。

表1 現代メキシコで確認される男性同性愛行為に関する諸言説

流入時期	流入元	言説種別	言説の特徴
植民地期	スペイン	カトリックの性規範	再生産を妨げる宗教上の罪
		A/Pの二分法	性行為の役割によるスティグマ付与
19c末-20c初	フランス・イタリアなど	ナポレオン法典	私的領域での同性愛行為の非刑罰化
		実証主義	社会進化に背く社会病理
		精神分析	発育過程での性的指向の選択
1970年代	米国	同性愛者解放運動	社会的差別撤廃
1980年代		同性愛神学	同性愛を肯定する神学
1990年代		人権	性的指向も人権の保護対象
2000年代		脱ゲイ運動	同性愛は治療可能な個人病理

(4) 同性愛をめぐる複数の言説の共存

本章で見えてきたように、現代メキシコでは同性愛に関する言説が伝統的なものから、現代的なものまで共存している。第一に、カトリックの性愛倫理とA/Pの二分法という、植民地期にスペインから入ってきた二つの伝統的な言説である。第二に、公／私の領域区分に基づいた同性愛行

為の処罰、同性愛を宗教上の罪ではなく社会病理と看做す発想、そして対象選択という考え方という、19世紀末から20世紀にフランスやイタリアなどから入ってきた三つの近代的な言説がある。第三に、同性愛者解放運動、人権言説、同性愛神学、脱ゲイ運動という、1970年代以降に米国から流入した現代的な言説である。

こうした流入時期も流入先も異なる同性愛をめぐる言説が現代メキシコでは共存しており、それらのどれか一つではなく複数の言説を組み合わせることで個々人は同性愛を語ることが可能になっている。例えば、男性同性愛の性的指向を自認する者が、政治的には同性愛者解放の思想や人権言説という現代的言説、さらには私的領域における同性愛行為の非刑罰化という近代的言説に基づいて同性愛者差別を批判しながら、宗教的には伝統的言説であるカトリックの性規範に基づいて宗教上の罪を犯しているのではないかと怯え、同時に同性愛行為をめぐる実践の場面では別の伝統的言説であるA/Pの二分法に従ってペニスを挿入する側／される側の一方の役割だけを演じるということが起こる。また例えば、異性愛者を自認する者が、伝統的なカトリックの性規範の基盤にある家族観を壊すという理由で同性カップルの養子縁組を否定しながらも、現代的な人権言説に基づいて同性カップルの財産分与や結び付きは認めるということが起こる。

個人が、伝統／近代／現代という流入時期の異なり、しかもスペイン／フランス・イタリア／米国という流入元も違う言説を組み合わせることで同性愛を語ることができる点で、確かに現代メキシコでは男性同性愛をめぐる「性文化の混淆」は生じているのである。

Ⅲ 男性同性愛言説の政治的状況ごとの棲み分け

前章では、現代メキシコの「性文化の混淆」を構成している諸言説を具体的に見てきた。本章では、「混淆」の内実を取り上げる。混淆や共在という表現は、複数の言説が一つの目的の為に同時に作用していること、あるいは言説間の関係が対等であることを想起させる。だがその予想に反して、男性同性愛をめぐる言説は状況ごとに持ち出されたり、持ち出されなかったりしている。言説の共存はあるとはいえ、状況ごとに言説の棲み分けが生じていて、言説間の関係は対等ではない。そのことを、本章では男性同性愛が主題化される二つの政治的場面——公序良俗違反を理由とした同性愛者の恣意的逮捕とそれに対する抗議活動、首都メキシコ市で2010年に認可された同性婚をめぐる政治的議論——から考察する。

(1) 公序良俗違反を理由とした同性愛者の恣意的逮捕

メキシコの同性愛解放運動の中で問題視されることの一つに、公序良俗違反を口実とした性的少数者の恣意的逮捕がある [Mota 2009:28]。この問題の背景には、市ごとに制定された「警察と良き統治の条例 (Reglamento de Policía y Buen Gobierno)」がある。同条例には「公序良俗違反 (Infracciones a la Moral y a las Buenas Costumbres)」の項目があり、警官は公共の場で猥

褻な言葉遣いや振る舞いをしたと判断した者を拘留し、罰金を科すことができる。この規定を拡大解釈し、警官が公道上で同性カップルや女装者を逮捕する事態がメキシコ全土で起こる。以下は、メキシコ北部ヌエボ・レオン州モンテレイ市 (Monterrey, Nuevo León) の例である。

- a) 2008年4月19日早朝、二人の若い女性が手を繋いで道を歩いていた。モンテレイ市警官が二人を逮捕し、市の拘留所に連行した。州人権委員会 (Comisión Estatal de Derechos Humanos, 略称CEDH) の介入にも関わらず、判事は二人の保釈金300ペソを申し渡した。二人は「公序良俗」を欠いたとして咎められたのだ。

—— (中略) ——

- c) 2009年2月14日、ウエイトレスをしているトランスジェンダー (transgénero) の女性がコロン通りとコレヒオ・シビル通りの交差点に向かって歩いていた。複数の警官が彼女を逮捕し、売春の咎でアラメイ公園に連行し拘留した。判事は罰金600ペソを申し渡し、彼女はそれを支払って解放された。CEDHに苦情申し立てがなされ、現在調査中である。

[Mota 2009: 30, 中略は引用者による]

これらは、同性カップルが手を繋いで公道を歩いていたり、トランスジェンダーがゲイバーの集中する交差点に向かっていたりした際に、警官が公序良俗違反を口実として歩行者を恣意的に逮捕した例である。そうした際には、特にA/Pの二分法の言説の中で「受動」と看做される女装者に対して、警官が暴言や暴力を浴びせる場合も少なくない。

その一例が、2013年2月14日の晩に、モンテレイ市中心部のゲイバー「パーキングクラブ (Parkng Club)」に連邦警察と連邦検察庁の職員が麻薬取引の調査で踏み込んだケースである [Rodríguez 2013]。職員たちはバーに踏み込むなり、「クソツタレ、おかま野郎！お前らのやっていることは法律違反の不道德な行為だ! (¡Pinche putos, lo que hacen son actos inmorales que violan la ley!)」、「女装は連邦レベルで罰せられる (vestirse de mujer está penalizado federalmente)」などと叫びながら、顧客の身体検査を始めた。その際に店内で行われたビューティ・コンテストに参加していた女装者の一人は、殴られ、所持品を奪われ、衣服を奪われて半裸にさせられ、睾丸にスタンガンを当てられたあげく、半裸で路上に放置された。最終的に70名以上の顧客が警察署に連行され拘留されたが、麻薬取引の証拠は見つからなかった。それにも関わらず、拘留者は罰金を支払うことを余儀なくされた。これに対して、モンテレイ市の同性愛者解放運動の活動家は、麻薬取締自体の正統性を認めつつも、暴行や不当な罰金については権力乱用だとしてConapredに苦情を申し立てた。さらには、もし現場に未成年者がいたことを理由に罰金を科したのならば、拘留者の誰が該当するかを明示せよと捜査当局に問うた。

こうした例では、どのような言説が使われているのであろうか。警察の依拠する言説は、罵り言葉に見られるA/Pの二分法であり、カトリックの性規範や実証主義に基づいて同性愛を不道德

な行為とする見方であって、伝統的な言説である⁷⁾。これに対して同性愛者解放運動の活動家の依拠するのは、同性愛者解放の思想や人権言説という現代的な言説である。さらには、未成年者に対する不道德な行為を想定していることから分かるように、「成人同士の合意を経た同性愛行為の非刑罰化」というナポレオン法典の近代的な言説である。

こうした公序良俗違反を理由にした恣意的逮捕の場面では、様々な言説が使われて同性愛が問題化されていることが分かる。しかし、本稿Ⅱ章で見てきた同性愛言説の全てが用いられているわけではないのである。カトリックの性規範、実証主義や精神分析は、警察側の「不道德な行為」という発想と結び付いているが、直接的には使われてはいない。警察の恣意的逮捕は警察と同性愛者の関係であって、教会が直接的には関与していないがゆえに、同性愛神学や脱ゲイ運動という神学的言説は登場しないのである。あくまで法律と法執行に関わる言説だけが用いられ、それ以外の言説は背後に退くか一切使われないのである。

こうした公序良俗違反を理由とした恣意的逮捕の例は、法制度や法執行に関連して同性愛が問題化される法的場面の一つに過ぎない。それと同じ位に、同性愛者解放運動の中で関心対象となっているのが、同性カップルを保護する法制度の整備と施行の場面である。

(2) メキシコ市の同性婚認可をめぐる政治的議論

メキシコの同性愛者解放運動における政治的課題の一つは、同性カップルに対する法的保護の問題であり、家族 (familia) という概念を再定義するという課題であった [Mota 2009 : 32-33]。婚姻制度が異性カップルを前提にしているために、同性カップルはカップル間での財産分与や社会保険の利用をできず、養子縁組をできないという問題を抱えてきた [ibid.]。そうした問題の大部分が、2007年からコアウイラ州の民事連帯契約、および首都メキシコ市の同居社会法によって財産分与や共有財産の登記が可能となることで、さらには2010年のメキシコ市の同性婚施行によって養子縁組や社会保険利用の道も開かれたことで、制度的に解消されている。

ここで問題としたいのは、2010年のメキシコ市の同性婚認可をめぐる政治的議論である。同市における同性婚認可はすんなり進んだわけではなく、大きな反対を押し切って行われている。

そもそも同性婚認可に先立って、民法上の契約として同性カップルを保護しようとした2007年の同居社会法の成立過程でも、カトリックの性規範を破壊するという理由でカトリック教会や熱心な信者から大きな反発があった [La Jornada.com. 2006b]。だが、同性愛者支援の立場を取る民主革命党 (Partido Revolucionario Democrática, 略称PRD) が当時メキシコ市市議会 (Asamblea Legislativa del Distrito Federal, 略称ALDF) の議席の半数以上を持っていたために、同居社会法は可決された [La Jornada.com 2006a]。同法は、同性カップルに社会保険の利用を認めるものでも、カップル間の子供として法的に認められた養子を取ることを認めるものでもなかった。すなわち、異性カップルの婚姻という特権性を脅かすまで、あるいは異性カップルとその間に自然妊娠で生まれた子供というカトリックの家族観を破壊するまでには至らなかった。

そのために、同居社会法の場合には、その成立・施行後に改めて大きな議論を呼ぶことはなかった。

その状況が変わったのは、2009年にALDFにおいて同性婚認可をめぐる政治的議論が始まった時だった。カトリック教会は猛反発し、特にバチカンの保健省トップを務めた経験もある枢機卿ロサーノ・バラガン（Lozano Barragán）は、「トランスセクシャルと同性愛者は天国には入れない、そう言っているのは私ではなくて聖パウロである（Transexuales y homosexuales no entrarán van al reino del cielos, no soy yo quien lo dice, es San Pablo)」、「人は同性愛者として生まれるのではなく、生まれた後で同性愛者になったのだ（Uno no nace homosexual, sino que se convierte）」と述べて、同性愛を神の定めにしたもので、カトリックの性規範を壊すものであると強く反発した [La Jornada.com 2009]。

そうした同性婚に対する反発は、メキシコ市の市民の間でも見られた。中でも、同性カップルがカップル間の子供として養子を取ることにに対する抵抗感は、根強いものがあつた。ALDFが同性婚について議論を始める直前の2009年11月末にエル・ユニベルサル紙（El Universal）がメキシコ市の市民1000人を対象に行った調査では、調査対象者の50%が同性婚に賛成し、38%が反対し、12%が無回答であった [El Universal.com 2009]。これに対して、同性婚法案が採決された後の2010年1月中旬に、当時政権与党の座にあつた国民行動党（Partido Acción Nacional）がメキシコ市市民800人を対象にした調査では、同性カップルの養子縁組に抵抗を持つ者が70%以上に上つた [Ehui.com 2010]。両調査は調査実施者も対象者も違うので簡単に比較できないが、メキシコ市市民の間における同性カップルの養子縁組に対する抵抗感の根強さは伺える。

カトリック教会だけではなく市民の間でも同性婚への抵抗感は根強かつたが、ALDFの与党であつたPRDは人権思想を前面に打ち出して、例えば「権利は談義されるものではなく、保証、付与、認証されるものだ（Los derechos no se consultan, los derechos se garantizan, se otorgan y se reconocen）」と主張し、同性婚法案を可決させた [La Jornada 2009a, 2009b]。ALDFは、法案可決後も同性婚に反発するカトリック教会の上層部に対して政教分離と人権思想を武器に争つて、同性婚を否認する発言を続けるのは同性愛嫌悪で権侵害だとして内務省（Secretaría de Gobernación）に働きかけることさえした [La Jornada 2009c]。

その後も、同性婚と養子縁組をめぐる論争は大々的に続けられた。しかし、国家最高司法裁判所（Suprema Corte de Justicia de la Nación, 略称SCJN）が2010年8月に9対2の評決で養子縁組を正式に認めたことで決着がついた⁸⁾ [La Jornada.com 2010b]。

こうしたメキシコ市の同性婚と養子縁組をめぐる論争では、いかなる言説が使われているだろうか。カトリック教会は同性婚に反対するために、カトリックの性規範という伝統的な言説に依拠していた。これに対し、PRDのような同性婚賛成派は、同性愛者解放思想と人権言説を重視し、政教分離の立場を取ることで、カトリックの性規範に従うことなく同性婚を認可している。

こうした同性婚と養子縁組をめぐる政治的議論では、表面上はカトリックの性規範と人権言説、

同性愛者解放運動の言説しか使われていない。Ⅱ章で見てきた男性同性愛行為をめぐる諸言説のうち、A/Pの二分法、実証主義、ナポレオン法典、精神分析、同性愛神学、脱ゲイ運動は使われていないように見える。だがこれらの中には、同性婚をめぐる政治的議論に少しは登場したのも、背景化していたものも、未登場の言説もある。六つの言説をそれぞれ見ていこう。

まず、A/Pの二分法だが、実は養子縁組をめぐる政治的議論の中に罵り言葉の形で登場する。例えば、2010年3月にメキシコ市に拠点を置く同性婚反対の市民団体が「おかま野郎達が私達の家族を傷つけている (Los jotos dañan a nuestras familias)」と発言した例や、2010年8月にグアダラハラ大司教 (Arzobispo de Guadalajara) のサンドバル・イニグス (Sandoval Íñiguez) が「あなた方はおかま野郎やレズビアンのカップルが養子を取ることを望むのか? (¿A ustedes les gustaría que los adopten una pareja de maricones o lesbianas?)」と新聞記者に問いかけた例がある [El Diario de Coahuila.com. 2010; Milenio (Monterrey版) 2010b, 2010c]。ただし、同性婚をめぐる政治的議論の焦点は「家族」の定義にあったために、A/Pの二分法やそれに基づいた罵り言葉が主題化される場面はほぼなかった。A/Pの二分法はメキシコの伝統的な言説であったとはいえ、同性婚をめぐる議論においてはずっと背後に退いていたのである。

次に、実証主義とナポレオン法典である。同性婚をめぐる政治的議論の構図は、19世紀末から20世紀の初めにメキシコで実証主義がもてはやされた時代の国家と教会の関係と似ている。本稿Ⅱ章2節で述べたように、実証主義の時代には、教会から国家へと個人の生の管理権を移すことが関心となっていた。またナポレオン法典における同性愛行為の扱いも、カトリック教会のソドミー概念から切り離された刑法を作ることに繋がっていた。つまり、実証主義およびナポレオン法典という言説は、国家と教会の役割の切り離しという広い意味での政教分離と結び付いていたのである。その時代と似た関心が、21世紀の同性婚認可をめぐる政治的議論の中でも確認できる。「家族」の定義をめぐる教会とALDFとの間で論争が起こって、カトリックの性規範という宗教的価値と人権という政治的価値の関係をどう捉えるかが問題化されて、最終的にカトリックの性規範と切り離される形で同性婚が認可されたのである。その意味で、同性婚をめぐる政治的議論にも、実証主義やナポレオン法典という言説は間接的に影響を及ぼしている。しかし、実証主義やナポレオン法典の言説は決して直接的に表面には出てこなかったのである。

それと同じことを、精神分析についても言うことができる。なぜなら、精神分析という言説の中核にある対象選択という発想は、同性婚認可をめぐる政治的議論の「大前提」になっているからである。異性愛と同性愛を同等なものとして扱うからこそ、同性婚を異性婚と同じ水準まで引き上げることができるのである。その意味では、精神分析の言説も同性婚をめぐる政治的議論に関わっていたのである。ただし、カトリックの性規範と人権との狭間での論争が中心であったために、精神分析自体が政治的議論の舞台に直接的に登場したわけではないのである。

最後に同性愛神学と脱ゲイ運動という二つの言説だが、その両者は同性婚をめぐる政治的議論に全く現れてこなかった。カトリックの性規範と人権が焦点化された政治的議論の中では、キリ

スト教内部の教義解釈に関わる同性愛神学という言説、またプロテスタントの間で引き起こされた脱ゲイ運動に関わる余地はほとんどなかったのである。

以上に見るように、同性婚認可をめぐる政治的議論の中では、カトリックの性規範と人権という言説が中心的な役割を果たし、A/Pの二分法は男性同性愛者に対する罵り言葉という形の面に限定され、実証主義と精神分析は背景に退き、同性愛神学と脱ゲイ運動という言説はほぼまったくといっていい程に登場しなかったのである。

(3) 男性同性愛をめぐる言説の棲み分け

ここまで、公序良俗違反を口実にした恣意的逮捕の問題と、メキシコ市で施行された同性婚をめぐる政治的議論のそれぞれにおいて、「性文化の混淆」を構成する言説のいずれがどのような形で使われているのかを見てきた。その二例の分析をまとめると、以下の表2になる。

表2 公序良俗違反を口実にした恣意的逮捕と同性婚認可の政治的議論に登場する言説の違い
(●：直接的に登場, ▲：間接的に登場, ×：登場せず)

言説	公序良俗違反での逮捕	同性婚認可の政治的議論
カトリックの性規範	×	●
A/Pの二分法	●	▲
ナポレオン法典	●	▲
実証主義	×	▲
精神分析	×	▲
同性愛者解放運動	●	●
同性愛神学	×	×
人権	●	●
脱ゲイ運動	×	×

同じように政治的議論の中で同性愛が主題化される場合でも、公序良俗違反を口実とした恣意的逮捕と、同性婚認可をめぐる政治的議論の例では、適応される言説が大分異なることが分かるであろう。両方の例に登場する言説も、両方の例で登場しない言説もある。公序良俗違反を口実とした恣意的逮捕の例においては、メキシコで同性愛を論じる際に必ずといっていい程に言及されるカトリックの性規範という伝統的な言説さえも、まったく登場していないのである。

ではなぜ、「性文化の混淆」を構成する諸言説の中でも、政治的議論に応じて「適応される／されない」言説の違いが出てくるのであろうか。その理由は、「性文化の混淆」を構成する諸言説は男性同性愛に関わる言説であるという点では共通している、どのような領域との関係で男性同性愛を問題にする言説であるかという点が異なっているからである。

カトリックの性規範という言説は神学という領域の中であって、メキシコの性道徳や家族観に強い影響を及ぼしている。A/Pの二分法という言説は、基本的にはメキシコの罵り言葉という領

域と深く結び付いていて、特に男性を罵る場合にはいつでも登場しうる。ナポレオン法典と実証主義という言説は刑法と国家統治を基本的領域としていて、それ以外の場面ではあまり登場しない。しかしながら、カトリック教会の布教活動と国家行政を分ける論理となってきたがゆえに、同性愛に関してカトリックの性規範と異なる法制度を整える場合には背景として登場する。実証主義と精神分析という言説はそれぞれ国家統治と精神医療という異なる領域を対象としているが、同性愛を「病理」と捉える発想の背景となっている。同性愛者解放運動と人権という言説は同性愛者差別や同性愛者の権利を問題とするものであるために、差別や権利が問題となる場面であれば宗教や科学といった分野を問わずに分野横断的に登場する。同性愛神学は神学領域の問題で、キリスト教の教義における同性愛嫌悪が問題となる場面で登場する。脱ゲイ運動は、神学と精神分析を横断するもので、同性愛を個人病理として治療することに力点を置く。

以上のように、現代メキシコにおける男性同性愛の諸言説はそれぞれで守備範囲が違うのであり、言説同士で対象領域を共有している場合もあれば、異なる領域を対象としている場合もあるのである。カトリックの性規範や同性愛神学、脱ゲイ運動の言説のように、神学という一つの場を共有としている言説もあれば、実証主義のように神学と科学を分離する言説も、脱ゲイ運動のように神学と精神分析という異なる領域を繋げる言説もある。またA/Pの二分法のように、宗教や科学といった領域ではなく、罵り言葉という違う範囲を対象とする言説もあるのである。

このような形で同性愛にテーマを絞って「性文化の混淆」を言説分析によって考えていくと、個人的レベルで性文化をめぐる様々なテーマごとに「伝統的」／「近代的」／「現代的」な言説を選択できるというのとは異なっている「混淆状態」が見えてくる。個人的レベルにおいて、「伝統的」／「近代的」／「現代的」という言説を横断して「混淆」しているように見えるのは、あくまで性文化をめぐる個別テーマごとに適応する言説の種類を変えられるからである。ところが、性文化の中の一テーマである同性愛に絞って政治的状况を見ていくと、同性愛をめぐる賛否を前提として、賛成と反対のそれぞれで「伝統的」／「近代的」／「現代的」が集められるのであり、しかもどのような形で同性愛を政治的に問題化するか次第で共存している多様な言説のうち「適応される／されない」言説の種類が異なってくるのである。そのことからすれば、個人の意見選択は「性文化の混淆」の一側面に過ぎないのである⁹⁾。

IV おわりに

本稿では、現代メキシコの男性同性愛行為をめぐる「性文化の混淆」の在り方を考えるために、男性同性愛をめぐる二つ政治的場面——公序良俗違反を理由にした警察による同性愛者の恣意的逮捕、2010年のメキシコ市における同性婚認可をめぐる政治的議論——を分析してきた。確かに、そのいずれの政治的場面のどちらにおいても、伝統／近代／現代という流入時期も、スペイン／イタリア・フランス／米国という流入元も異なる言説が「同時に」登場していた。公序良俗違反

を理由とした恣意的逮捕の例では、A/Pの二分法という伝統的言説とナポレオン法典という近代的言説、さらには人権や同性愛者運動という現代的言説が同時に登場していた。同性婚認可をめぐる政治的議論の例では、カトリックの性規範という伝統的な言説と、人権や同性愛者運動という現代的言説が同時に問題とされていた。

男性同性愛行為をめぐる流入時期も流入元も異なる言説が同時に作用している点では、伝統／近代／現代といった流入時期の異なる言説が共存している。つまり、性文化全体から捉えるのではなく、その中の一テーマである男性同性愛に話題を絞っても「性文化の混淆」は確認できる。

ただし「性文化の混淆」を形作る諸言説は、男性同性愛をめぐる一つの政治的状況の中で「同時に全て適応される」わけではないのである。男性同性愛が何との関係で問題化されているのかによって、「適応される／されない」言説が出てくるのである。そうなってくるのは、「性文化の混淆」を構成する諸言説——カトリックの性規範、A/Pの二分法、ナポレオン法典、実証主義、精神分析、同性愛者解放運動、同性愛神学、人権、脱ゲイ運動——の各々の対象範囲が重なりあったりずれたりしているせいである。同性婚をめぐる政治的議論の例に見るように、カトリックの性規範とA/Pの二分法が神学と罵り言葉という異なる範囲で同時に作用することもある。他方で、公序良俗違反を理由とした恣意的逮捕に見るように、ナポレオン法典とA/Pの二分法、同性愛者運動と人権という四つの言説が同時に問題になることもあるのである。何との関係で男性同性愛が問題化されるのかという状況次第で言説の棲み分けが生じているであり、そうした棲み分けの上に現代メキシコの「性文化の混淆」は成立しているのである。そうした状況に応じた諸言説の棲み分けを踏まえると、単に流入時期や流入元の異なる多様な言説が共存しているという意味で「混淆」を論じるだけではなく、共存している多様な言説を状況に応じて組み合わせるという意味で「混淆」が様々にあることをも論じるべきなのである。そうすることで、伝統／近代／現代という言説区分やスペイン／フランス／イタリア／米国という流入元の違い自体から一層離れて、現代における様々な言説の組み合わせに目を向け、より「混淆」の在り方について深く考察する道が開かれるはずである。

(うえむら あつし・高崎経済大学経済学部非常勤講師)

註

- 1) この新刑法の施行によって、同性愛行為に対する司法的取締りの手が緩まったわけではない。実際に1901年には、首都メキシコ市の中心部の建物内で行われていた男性同性愛者や女装者の私的パーティに警察が踏み込んで、41名の参加者全員を逮捕するというメキシコの新聞紙史上初の同性愛行為をめぐるスキャンダル事件が発生している [Monsiváis 2003 : 147, 150]。また、本稿Ⅲ章1節で後述するように、警察による同性愛者の恣意的逮捕は現代でも続いている。
- 2) 植民地期から続くA/Pの二分法の発想は、男性同性愛の性的指向を自認する現代メキシコ人の間でも受け継がれている。実際に、男性間の肛門性交や口腔性交でペニスを挿入する側は「能動」、挿入される側は「受動」と呼ばれている [Carrier 1995 : 16-17]。ただし、同性愛者解放運動がメキシコで進展する中で、相手や状況に応じて性行為をめぐる「能動」と「受動」の役割を入れ替えることによって、ペニスを挿入する「能動」の側を優位とする発想を揺るがす試みがなされるようになった [上村 2011 : 62]。現在では、その試みが男性同性愛の性的指向を自認する都市部のメキシコ人の間で広がっており、彼らの大半が「能動」と「受動」の役割を固定せずに入れ替えるようになっていっているとされている [ibid.]。

- 3) この語は2011年の国家憲法の改正時に、もっと性的指向に近づいた表現である「性的嗜好 (preferencias sexuales)」という語に改められている [La Jornada.com 2011]。
- 4) 2019年9月には、現在約50万ペソかかる性別適合手術を公立病院で無料提供しようという法案がALDFで提出されている [Excelsior.com 2019]。
- 5) MCCの布教活動は米国からメキシコ、あるいはラテンアメリカへ広がったと捉えられる傾向にあるが、MCCはラテンアメリカの影響で発展した一面も有している [上村 2014: 4-8]。実際、MCCはラテンアメリカ生まれの解放の神学(Teología de la Liberación)をMCCの神学的基盤の一つに据えたと1984年に宣言している [Wilcox 2003: 86-87]。
- 6) 現在メキシコには、他にも様々な同性愛者のクリスチャン・コミュニティができている [e.g. Bárcenas Barajas 2011]。
- 7) こうした語彙を公的空間で使うことは、司法上も問題にされ始めている。2013年には、SCJNが同性愛者を侮蔑するような罵り言葉を人権侵害だとするメキシコ初の司法判断を下した [La Jornada.com. 2013]。
- 8) SCJNは、2010年8月にメキシコ市の同性婚の戸籍上の効力をメキシコ全州で有効であると判断し、2012年3月には社会保険庁 (Instituto Mexicano del Seguro Social) に対して同性カップルにも社会保険の利用を認めるように勧告もした [La Jornada.com. 2010a; Milenio (Monterrey版) 2010a; Vanguardia.com 2012]。現在、同性カップルによる社会保険の利用の認可は、州によって早晚の差はでたもののメキシコ全土で認められている。
- 9) これと類似した見解は、「性文化の混淆」論の前提として使われているガルシア＝カンクリーニ著『異種混淆の文化 Hybrid Cultures』[García Canclini 2005] に対する、人類学者レナート・ロサルド (Renato Rosaldo) の批判的見解 [Rosaldo 2005] の中にも見ることができ。ロサルドは、ある言説や記号が「伝統的」であるか「近代的」であるかを決めているのはコスモポリタニズムやグローバリズムを信奉する都市エリートであって、分析対象となっている文化的実践者本人ではない可能性があること、それゆえに「混淆」という概念を社会分析に用いる前に批判的検討が必要だと指摘している [ibid.: xvi]。それと類系の批判を、本稿は展開してきた。性文化をめぐる様々なテーマに関して個人の意見レベルで物事を捉えることは「性文化の混淆」をめぐる一側面の分析に過ぎないのであり、むしろ性文化の中の一つのテーマで政治的論争から捉えた場合には状況に応じた「混淆」の「在り方」を問わなければならないのである。

参考文献

(Websiteは全て2019年11月29日にアクセス確認)

上村淳志. 2011. 『『国家間』の中にあるメキシコの男性同性愛者』『くにたち人類学研究』6: 54-71。

——. 2014. 「逆輸入される解放の神学：ラテンアメリカにおける同性愛神学の影響」『ラテンアメリカ・カリブ研究』21: 20-32。

河口和也. 2003. 『クィア・スタディーズ』岩波書店。

三橋利光. 1980. 「メキシコにおけるオーギュスト・コント：実証主義の受容と展開」『国際学論集』（上智大学国際関係研究所）3(2): 67-81。

Bárcenas Barajas, Karina Berenice. 2011. "De los homosexuales también es el reino de los cielos: Las iglesias y comunidades cristianas para la diversidad sexual y de género en México." *Revista del Centro de Investigación* (Universidad La Salle) 9 (36): 45-58.

Bracamonte Allain, Jorge. 1998. "Los nefandos placeres de la carne: La iglesia y el estado frente a la sodomía en la Nueva España, 1721-1820." *Debate Feminista* 9 (18): 393-415.

Buffington, Robert. 2000. *Criminal and Citizen in Modern Mexico*. Lincoln: University of Nebraska Press.

Carrier, Joseph. 1995. *De los Otros: Intimacy and Homosexuality among Mexican Men*. New York: Columbia University Press.

Carrillo, Héctor. 2002. *The Night Is Young: Sexuality in Mexico in the Time of AIDS*. Chicago: University of Chicago Press.

Casas Martínez, María de la Luz. 1999. "Homosexualidad: De lo privado a lo público." *Istmo* (Centros Culturales de México A.C.) 243: 26-29.

Copley, Antony. 1989. *Sexual Moralities in France, 1780-1980: New Ideas on the Family, Divorce and Homosexuality: An Essay on Moral Change*. London: Routledge.

Díez, Jordi. 2010. "El movimiento lésbico-gay, 1978-2010." En *Los grandes problemas de México, Tomo VIII Relaciones de género*. Ana María Tepichin et.al. (coords.), pp. 135-154, México, D.F.: El Colegio de México.

De la Dehesa, Rafael. 2010. *Queering the Public Sphere in Mexico and Brazil: Sexual Rights Movement in Emerging Democracies*. Durham: Duke University Press.

Ehui.com. 2010. "Ocho de cada 10, contra adopciones gay: PAN." 21 de Enero.
<http://www.ehui.com/2010/01/ocho-de-cada-10-contr-a-adopciones-gay-pan/>

El Diario de Coahuila.com. 2010. "¿Les gustaría que los adopten maricones?": Sandoval Íñiguez." 6 de Agosto.
<https://www.eldiariodecoahuila.com.mx/nacional/2010/8/16/les-gustaria-que-los-adopten-maricones-sandoval-iniguez-191487.html>

El Universal.com. 2009. "Capitalinos avalan matrimonio del mismo sexo."
https://archivo.eluniversal.com.mx/graficos/pdf09/infografias/encuesta_g.html

Erzen, Tanya. 2006. *Straight to Jesus: Sexual and Christian Conversion in the Ex-Gay Movement*. Berkley and Los Angeles:

- University of California Press.
- Excelsior.com. 2019. "Cirugía de cambio de sexo podría ser gratis en CDMX." 24 de Septiembre.
<https://www.excelsior.com.mx/trending/cirugia-de-cambio-de-sexo-podria-ser-gratis-en-cdmx/1338167>
- García Canclini, Néstor. 2005. *Hybrid Cultures: Strategies for Entering and Leaving Modernity*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Garza Carvajal, Federico. 2002. *Quemando mariposas: Sodomía e imperio en Andalucía y México, Siglos XVI-XVII*. Barcelona: Laertes.
- Herd, Gilbert. 1997. *Same Sex Different Cultures: Exploring Gay and Lesbian Lives*. Boulder: Westview Press.
- Irwin, Robert McKee. 2004. "Las inseparables" y la prehistoria del lesbianismo en México." *Debate Feminista* 29: 83-100.
- Laguarda, Raúl. 2005. "De lo raro al ambiente: Aproximación a la construcción de la identidad gay en la Ciudad de México." *Clío* (Facultad de Historia de la Universidad Autónoma de Sinaloa) 5 (34): 119-131.
- La Jornada. 2009a. "Rechaza ALDF refrendum para bodas gay." 18 de Diciembre, p. 32.
- . 2009b. "Legaliza la ALDF el matrimonio entre personas del mismo sexo." 22 de Diciembre, p. 29.
- . 2009c. "Diputados del PRD exigen a SG sancionar a jerarcas religiosos." 30 de Diciembre, p. 22.
- La Jornada.com. 2006a. "Aprueban ley de sociedades tras casi 6 años de discusión." 10 de Noviembre.
<http://www.jornada.unam.mx/2006/11/10/index.php?section=capital&article=049n> 1 cap
- . 2006b. "Pecadores, diputados que aprobaron la Ley de Sociedades de Convivencia." 13 de Noviembre.
<http://www.jornada.unam.mx/2006/11/13/index.php?section=capital&article=043n> 1 cap
- . 2008. "La aprobación de la ley sobre cambio de sexo, triunfo de la sociedad: Agenda LGBT." 28 de Agosto.
<https://www.jornada.com.mx/2008/08/28/index.php?section=capital&article=044n> 3 cap
- . 2009. "Los gay no van al cielo: cardenal; irrita al Vaticano." 3 de Diciembre.
<https://www.jornada.com.mx/2009/12/03/sociedad/036n> 1 soc
- . 2010a. "Confía el GDF en fallo a favor de bodas gays." 5 de Agosto.
<https://www.jornada.com.mx/2010/08/05/capital/037n> 2 cap
- . 2010b. "Adopción para todos, resuelve la Corte." 17 de Agosto.
<http://www.jornada.unam.mx/2010/08/17/politica/002n> 1 pol
- . 2011. "Aprobada, reforma constitucional en materia de derechos humanos." 9 de Marzo.
<https://www.jornada.com.mx/2011/03/09/politica/005n> 1 pol
- . 2013. "Maricón y puñal, términos propios del discurso homofóbico: SCJN." 7 de Marzo.
<https://www.jornada.com.mx/2013/03/07/sociedad/051n> 2 soc
- Milenio (Monterrey版) .
- . 2010a. "Corte: validación nacional a matrimonios gay del DF." 10 de Agosto, p. 31.
- . 2010b. "Justicia ciudadana: los jotos dañan a nuestras familias." 25 de Marzo, p. 18.
- . 2010c. "¿Les gustaría que los adopten los maricones?": Sandoval Ñíguez." 16 de Agosto, p. 32.
- Molina, Fernanda. 2010. "Los sodomitas virreinales: Entre sujetos jurídicos y especie." *Anuario de Estudios Americanos* 67(1): 23-52.
- Monsiváis, Carlos. 2003. "The 41 and the *Gran Redada*." In *The Famous 41: Sexuality and Social Control in Mexico, 1901*. Robert McKee Irwin, Edward J. McCaughan and Michelle Rocio Nasser (eds.), pp. 139-167, New York: Palgrave Macmillan.
- Mota, Mariaurora (comp.). 2009. *Libro arcoiris: Colectivo lésbico, gay, bisexual y transgénero de frente a las elecciones de Nuevo León*. Monterrey: Oficio Ediciones.
- Murray, Stephen O. 1995. "Homosexual categorization in cross-cultural perspective." In *Latin American Male Homosexualities*. Stephen O. Murray (ed.), pp. 3-32, Albuquerque: University of New Mexico Press.
- Nesvig, Martin. 2000. "The lure of the perverse: Moral negotiation of pederasty in Porfirian Mexico." *Mexican Studies / Estudios Mexicanos* 16(1): 1-37.
- . 2001. "The complicated terrain of Latin American homosexuality." *Hispanic American Historical Review* 81(3-4): 689-729.
- Queiroz, Jandira, Fernando D'Elio, and David Maas. 2013. "The "ex-gay" movement in Latin America: Therapy and ministry in the Exodus network." Somerville: Political Research Association.
<https://www.politicalresearch.org/sites/default/files/2018-10/Ex-Gay-Movement-in-Latin-America.pdf>
- Reding, Andrew. 2000. "Mexico: Update on Treatment of Homosexuals." Question & Answer Series/Mex/00.001, New York: INS Resource Information Center.
- Rodríguez, Mario. 2013. "A la opinión pública nacional." 19 de Febrero.
https://issuu.com/tatic85/docs/a_la_opinion_publica_nacional
- Rosaldo, Renato. 2005. "Foreword." In *Hybrid Cultures: Strategies for Entering and Leaving Modernity*. Néstor García Canclini (author), pp. xi-xvii, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Sloan, Kathryn A. 2011. "The penal code of 1871: From religious to civil control of everyday life." In *A Companion to Mexican*

- History and Culture*. William H. Beezley (ed.), pp. 302-315, Malden: Wiley-Blackwell.
- Taylor, Clark L. 1978. "How Mexicans define male homosexuality: Labeling and the *buga biew*." *Kroeber Anthropological Society Papers* 53-54: 106-128.
- Thing, James. 2009. "*Entre maricones machos, y gays*: Globalization and the construction of sexual identities among queer *Mexicanos*." Unpublished PhD. Dissertation, Los Angeles: University of Southern California.
- Torres Ruiz, Antonio. 2011. "HIV/AIDS and sexual minorities in Mexico: A globalized struggle for the protection of human rights." *Latin American Research Review* 46(1): 30-53.
- Tortorici, Zeb. 2012. "Against nature: Sodomy and homosexuality in colonial Latin America." *History Compass* 10(2): 161-178.
- Vanguardia.com. 2012. "La Suprema Corte ordena al IMSS asegurar a pareja gay." 29 de Marzo.
<https://vanguardia.com.mx/lasupremacorteordenaalimssaseguraraparejagay-1251012.html>
- Wilcox, Melissa M. 2003. *Coming Out in Christianity: Religion, Identity and Community*. Bloomington: Indiana University Press.